

平成 30 年 7 月豪雨
非常災害対策本部会議（第 15 回）議事録

日時：平成 30 年 7 月 30 日（月）11:30～11:48

場所：官邸 4 階大会議室

1. 内閣総理大臣発言

- 台風第 12 号は現在、屋久島の西の海上を南下しており、九州地方では激しい雨の降っている地域がある。
- 最大時 20 万戸で発生した停電については、電力会社の昼夜を問わずの作業により、現在は復旧している。関係者の皆様に御礼を申し上げる。
- 台風第 12 号は、明日にかけて屋久島付近で停滞し、今後、勢力を強めながら東シナ海を西にゆっくり進む見込み。西日本ではしばらく台風の影響が続く恐れがあり、太平洋側や東海地方を中心とした激しい雨に警戒する必要がある。
- 台風が過ぎ去った後も、河川の増水や土砂崩れの発生の恐れがあり、厳重な警戒を続けていただきたい。
- また、しばらくの間、再び厳しい暑さが続くものとみられており、熱中症対策にも万全の対応をお願いします。
- 西日本の被災地では、度重なる豪雨、猛暑、今回のような異例の台風の襲来など、多くの方々が高齢なお気持ちの中で、困難な生活を強いられている。被災された方々の生活再建の基礎となる当面の住まいの確保については、これまでに公営住宅やみなし仮設住宅への入居が約 2,300 戸で決定しているほか、建設型応急仮設住宅も愛媛県の 170 戸に加えて、広島県でも 40 戸が着工されている。被災された方々が避難所生活から早急に移行できるよう、引き続き罹災証明書の早期発行、住まいの確保に取り組んでいく。
- 各位にあっては、できるときに早急に被災者の生活再建、生業の再建をはじめ被災地の復旧・復興に全力を挙げていただけるようお願いする。

2. 被害状況報告

（内閣危機管理監）

- 7 月豪雨における人的被害について、現段階で死者 225 名、行方不明者 11 名と昨日と変化はない。
- 避難者数については現時点で約 11,000 名であり、7 月豪雨による避難者が約 4,000 名、今回の台風 12 号による避難者が約 7,000 名となっている。
- 部隊の派遣について、本日は各省庁で約 40,500 人の態勢で臨んでいる。任務縮小などにより昨日より 1,500 人減少している。

- 台風 12 号による被害については、死者はいない。8 都府県において重傷者 3 名、軽傷者 20 名となっている。

(気象庁長官)

- 台風第 12 号は、現在、屋久島の西北西約 80km を時速 20km の速さで南下しているが、今日明日と九州南部で停滞し影響が長く続く状態となっている。そのあと、1 日、2 日と西に向け、東シナ海の方に進んでいく予想となっている。
- 台風の動きが遅いため、九州、四国地方の太平洋側を中心に暖かく湿った空気が流れ込む影響で、同じ場所で雨が続き大雨となるおそれがあり、留意して対応する必要がある。
- 今後、西日本と東日本について最高気温が 34 度から 35 度と厳しい暑さが戻る予想となっている。熱中症の対応にも注意が必要である。

3. 各省庁の対応状況について

(防災担当大臣)

- 関係省庁には、この度の台風第 12 号について、豪雨災害からの引き続きの対応にもかかわらず、適切に対応いただき、感謝する。台風により生じた東海地方を中心とする広域での停電も、これまでにすべて解消している。
- 台風第 12 号はこのあと九州の南の海上付近に停滞する見込みで、引き続き四国地方、九州地方で大雨に警戒が必要である。
- 一方、本日から岡山県や広島県、愛媛県では再びの猛暑となる予想となっている。関係機関においては、二次災害、熱中症等に十分注意しながら、捜索活動や復旧活動にあたっていただくようお願いしたい。
- 被災された方々の生活を再建するためには、家屋に流入した土砂の撤去等を進める必要がある。被災地では多くのボランティアを必要としている。各位におかれても、それぞれの立場で、広く啓発活動を行っていただくようお願いしたい。
- また、豪雨災害の被災地では、広島県、愛媛県で合計 210 戸の仮設住宅の建設に着手するなど、避難所生活から早期に移行していただくための取り組みを進めている。
- 引き続き、関係省庁と連携して、生活再建の前提となる罹災証明書の早期発行や、住まいの確保に取り組んでいく。
- 私は、現地の状況が許せば、明日、愛媛県を訪問する予定としている。この度の台風第 12 号による影響も含め、豪雨災害から 3 週間が経過した被災地の状況や課題を直接確認するとともに、改めて地元のご意見やご要望をお聞きする予定。

(国家公安委員会委員長)

- 警察においてはこれまで、関連情報の収集や危険個所への警戒強化、避難誘導等の措置

を状況に応じて講じてきたが、さらに継続していく。

- また、被災地においては、捜索活動とともに、防犯活動や犯罪抑止活動等を推進し、総合力を発揮して安全と安心の確保に努めていく。

(厚生労働大臣)

- 7月豪雨への対応状況としては、本日7時現在の断水戸数は5市6事業体で8,549戸と全体の97%にあたる断水が解消されている。特に被害が大きかった宇和島市では昨日までに大型の浄水設備の据え付けが完了、呉市では仮設ポンプ設備の据え付けが完了し、復旧作業が着実に進展している。1日も早い断水状態の解消に向けて努力していく。
- 被災者の生活支援、生業の再建に向けた対策として、雇用調整助成金の特例、被災者の孤立防止のための見守り、相談支援に向けての取り組みを進めていく。
- 台風12号への対応状況については、7月豪雨の被害があった岡山県、広島県、愛媛県を含め、現時点では、水道、医療施設、社会福祉施設等には大きな被害報告はない。DMATの待機要請は現在すべての県で解除されているが、今後の気象状況に留意して対応していく。
- 引き続きの情報収集と、被害があった場合の迅速な対応に努めていく。

(農林水産大臣)

- 台風第12号による被害について、現時点でため池の決壊の報告はないが、一部の県で農業用ハウスが損壊したとの報告が来ている。引き続き、二次災害が生じないように留意しながら、被害状況の把握を早急に行っていきたい。
- ため池については、台風第12号による再度災害を未然に防止するため、堤に亀裂や漏水等の問題が少しでもあることを国の職員が確認したため池1,114箇所の情報を、市町村と共有している。引き続き、台風通過後のため池の決壊に対して、警戒態勢をとっていききたい。
- 平成30年7月豪雨等による農林水産関係の被害額は、新たな報告がないので2,105億円となっている。引き続き、被害の把握に努めたい。なお、愛媛県宇和島市内の被災したかんきつ園地については、本日よりドローンを使った防除の申請の受付を開始している。
- 16日に決定した農林水産被害への支援対策については、先週、倉敷市及び市内の避難所に出向いて説明会を行った。引き続き、農林漁業者を積極的に訪問して、相談に乗る体制を強化していきたい。

(経済産業大臣)

- 台風第12号について、昨夜すべての停電が復旧した。引き続き、九州、四国地方の台風による風雨が続くことから、万全の体制を確保する。

- 豪雨災害で被害を受けた中小企業が、台風第 12 号で新たに被害を受けたという報告はあがっていない。
- 豪雨災害で多くの中小企業が大きな被害を受けており、さらに台風第 12 号によって復旧活動の遅れの影響も出ている。仮に中小企業の多くが事業を断念する事態になれば、被災地域の経済、雇用にとって大きな打撃となる。事業者の心が折れることのないよう、生活・生業再建支援パッケージでは、自分たちの被災状況に応じて、国がしっかり支援してくれるということが、明確にわかる具体的な内容とすべきと考える。
- そのため、工場などの施設・設備の復旧を支援するグループ補助金を措置すること、また機械、冷蔵庫、車両購入、店舗再開、事業再開時の広告宣伝まで幅広くカバーをする持続化補助金の補助上限を、従来の 1 件 50 万円から最大 200 万円とすること、さらに両補助金の残りの事業者負担についても支援を行うことなど具体的に明示すべきと考える。
- こうした支援メニューをもとに、現地に派遣している中小企業庁等の職員が被災中小企業を訪問し、きめ細かいニーズに対応した寄り添い型の支援をしっかりと行っていく。

(国土交通大臣)

- 台風第 12 号による影響について、現在この台風による新たな河川の氾濫は発生していない。また、人や人家に影響を及ぼすような土砂災害の報告はない。
- 道路について、現在この台風による高速道路及び直轄国道の通行止めはない。また鉄道について、現在この台風による運転休止はない。
- 西日本では、九州や四国を中心にしばらくは台風の影響が続くおそれがあり、引き続き厳重に警戒をしていく。
- なお、7 月豪雨により被災した河川等での安全度を向上させるための対策や、住まいの確保等の被災者生活支援についても、引き続き全力で取り組む。

(環境大臣)

- 現在、平成 30 年 7 月豪雨の被災地の仮置場への影響や、全国の廃棄物処理施設の被害も含め、台風第 12 号による被害状況の確認を進めているが、現時点では被害情報は報告されていない。
- 引き続き、総力を挙げて災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を進めていく。

(防衛大臣)

- 自衛隊においては、台風第 12 号に備え自治体との緊密な連携や情報収集態勢を強化してきたが、これまでのところ台風第 12 号に係る災害派遣の要請はない。
- 豪雨被害に係る災害派遣態勢については、台風の影響による二次被害防止のため、一時活動を停止して重機の整備、補充を行ったが、台風が通過した地域について昨日から既

に活動を再開している。

- 愛媛県宇和島市における給食支援は、昨日も実施し、これまでに約 20,000 食を提供した。この給食支援については、本日より民間業者に業務を引き継いでいる。
- 防衛省のチャーター船「はくおう」については、広島県三原市における支援を終え、本日夕方に岡山県の港に接岸、明日準備を行って、明後日以降休養施設として利用いただけるよう倉敷市と調整している。
- 防衛省・自衛隊としては、引き続き、台風第 12 号の動向を注視しつつ、災害派遣活動を継続していく。

(総務副大臣)

- 台風第 12 号に関する被害については、現時点で把握できているもので、負傷者が 8 都府県において 23 名、住家被害が 8 都府県において 38 棟発生している。
- 通信について、この台風によって携帯電話が、5 府県 18 市町村において基地局の停波により、一部サービスエリアに支障が出ていたが、復旧により今朝までの段階では静岡県 の 2 市町となり、引き続き復旧作業に取り組んでいる。

(以上)